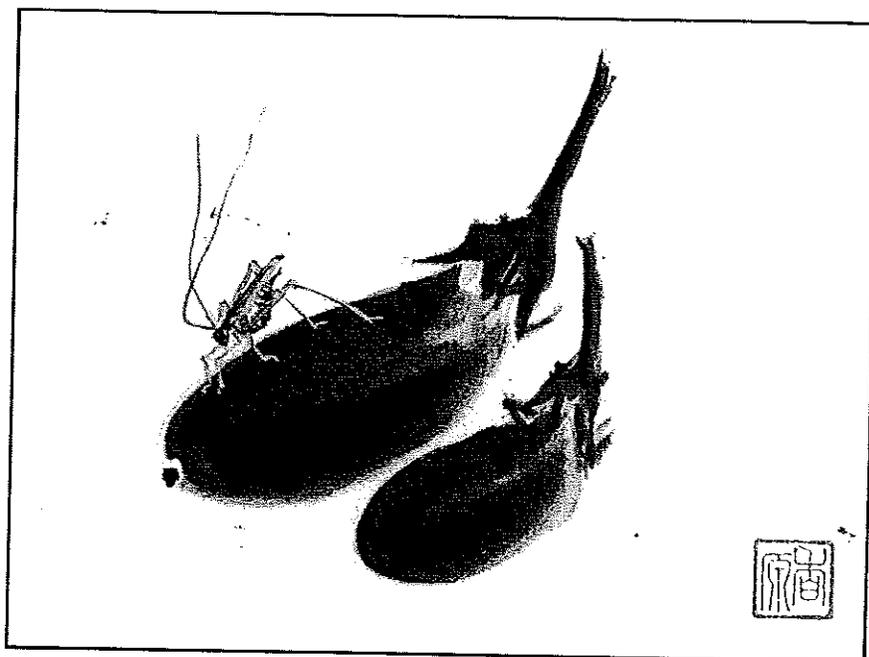


# 行政ほっかいどう '80.9



## 目次

|                   |    |                        |    |
|-------------------|----|------------------------|----|
| 農用地利用増進法……………     | 2  | 支部活動状況……………            | 14 |
| 農用地利用増進法施行令……………  | 4  | お知らせ                   |    |
| 農地法はどう改正されたか…………… | 5  | 会費納入の郵便振替料金は           |    |
| 相続と税金……………        | 7  | 加入者負担に……………            | 15 |
| 報酬額の運用要領の正誤……………  | 9  | 56年版行政書士手帳のあっせん……………   | 15 |
| 法令用語の常識……………      | 10 | 斡旋物資作成のおしらせ……………       | 15 |
| 監察強調月間実施に当って…………… | 11 | 事務局日誌……………             | 15 |
| 昭和54年中年計報告分析…………… | 12 | 労務関係業務の取り扱い            |    |
| 健康シリーズ(その4)……………  | 14 | (社労士資格のない会員の皆さまへ)…………… | 16 |

## 北海道行政書士会

## 農用地利用増進法

### 農用地利用増進法の要旨

× × ×

農用地利用増進法 昭和55年5月28日公布。(法律第65号)

#### 1 目的

この法律は、農用地について耕作者のために利用権の設定等を促進する事業その他農用地の農業上の利用の増進を図るための事業を総合的に行うことにより、農業経営の改善と農業生産力の増進を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)

#### 2 農用地利用増進事業

(一) この法律において「農用地利用増進事業」とはこの法律で定めるところにより市町村が行う次に掲げる事業を行うこととした。(第2条第2項関係)

##### (1) 農用地について利用権

(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の受託により取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転又は所有権の移転(以下「利用権の設定等」という。)  
「を促進する事業(混牧林地、農業用施設用地、農用地開発用地等について利用権の設定等を促進する事業を含む。以下「利用権設定等促進事業」という。)

(2) 農用地利用改善事業(農用地の利用に関する規程に従い農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化農用地の利用関係の改善等の措置を推進する事業をいう。以下同じ。)の実施を促進する事業。

(3) (1)及び(2)のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業その他農用地の農業上の利用の増進を図るために必要な事業

(二) 農用地利用増進事業は農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向等を考慮して農用地の農事上の利用の増進を図るとともに、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。こととした。(第3条関係)

#### 3 実施方針

(一) 市町村は、農用地利用増進事業を行おうとするときは、この事業の趣旨の普及を図るとともに、次に掲げる事項を内容とする農用地利用増進事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けなければならないこととした。(第4条第1項、第2項及び第6項関係)

(1) 農用地利用増進事業の実施に関する基本方針

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及び利用権の設定等の条件

(3) 農用地利用改善事業の実施の区域の基準その他その実施の基準に関する事業

(4) 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(二) 実施方針は、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに農業経営の改善及びその安定を図るとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画の達成に資するよう定めるほか、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならないこととした。(第4条第3項及び第4項関係)

(三) 市町村は、市街化区域(当該区域外の農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。)においては、農用地利用増進事業を行わないものとする。こととした。(第4条第5項関係)

(四) 都道府県知事は、(一)の承認をしようとするときは、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かななければならないこととした。(第4条第7項関係)

#### 4 農用地利用増進計画

(一) 市町村は、農業委員会の決定を経て、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等に係る土地、利用権の設定等を行う者、利用権の設定等の条件等を内容とする農用地利用増進計画を定めなければならないこととした。(第6条第1項及び第2項関係)

(二) 農用地利用増進計画は次に掲げる要件に該当するものでなければならないこととした。(第6条第3項関係)

(1) 農用地利用増進計画の内容が実施方針に適合するものであること。

(2) 利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること等の要件を備えることとなること。ただし、農業の経営の受託事業を行う農業協同組合、農地保有合理化法人等が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りでないものとする。こと。

(3) 利用権の設定等に係る土地ごとに、利用権の設定等を受ける者及び当該土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

(三) 市町村は、農用地利用増進計画を定めるときは、その旨を公告しなければならない

ないものとし、その公告があったときは、農用地利用増進計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転することとした。(第7条及び第8条関係)

(四) 農業委員会は、農地事情の改善に関する事項等の事務を行うに当たっては、利用権設定等促進事業の推進に資することとなるようにしなければならないこととした。(第9条関係)

(五) (三)の公告があった農用地利用増進計画による所有権の移転に係る土地の登記については、不動産登記法の特例を定めることができることとした。(第10条関係)

#### 5 農用地利用改善事業

(一) 共同利用施設設置事業等を行う農事組合法人その他の団体であって、3の(一)の(3)の基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地についての権利者の3分の2以上が構成員となっているものは、作付地の集団化等農作物の栽培の改善、農作業の共同化等農作業の効率化、利用権の設定等の促進等農用地の利用関係の改善等に関する事項を内容とする農用地利用規程を定め、市町村の認定を受けることができることとした。(第11条第1項及び第2項関係)

(二) 農業協同組合の組合員であって、(一)の認定に係る農用地利用改善事業を行う団体の構成員であること等の基準に該当するものは、農用地利用増進計画によって利用権を設定したことにより農業協同組合の法定脱退事由に該当することとなった場合にも、農業協同組合の正組合員たる地位を失わないものとする。こととした。(第12条第1項関係)

(三) (一)の規定に適合する農事組合法人は、認定を受けて農用地利用改善事業を行うことができるものとし、当該農事組合法人は、土地改良法に定めるところにより

農業協同組合と同様に土地改良事業を行うことができることとした。(第13条関係)

### 6 援助等

(一) 国及び都道府県は、農用地利用増進事業の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする(第14条関係)

(二) 国及び地方公共団体は地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農用地利用増進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする(第15条関係)

### 7 その他

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日か

## 農用地利用増進法施行令

昭和55年8月29日公布(政令第219号)

内閣は、農用地利用増進法(昭和55年法律第65号)第6条第3項第2号ただし書並びに第11条第1項及び第5項の規定に基づき、並びに同法第13条第2項の規定を実施するため、この政令を制定する。

(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合)

**第1条** 農用地利用増進法(以下「法」という。)第6条第3項第2号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合(第2号から第4号までに掲げる場合で同条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。))を別表の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあっては、その法人が

ら施行することとした。(附則第1項関係)

(二) 農業委員会等に関する法律の一部改正  
農業委員会の所掌事務として農用地利用増進法によりその権限に属させた事項を加えることとした。(附則第2項関係)

(三) 農地法の一部改正

4の農用地利用増進計画による利用権の設定等及びこれにより成立した賃貸借等については、農地法の権利移動の許可制小作地の所有制限及び賃貸借の法定更新の規定の適用を除外することとした。

(附則第3項関係)

(四) 経過措置等

農業振興地域の整備に関する法律中現行の農用地利用増進事業に関する規定を削除し、所要の経過規定の整備を行うこととした。(附則第4項～第7項関係)

利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるに限りとする。

一 農業者年金基金が農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第19条第1項第2号に掲げる業務の実施によって所有権の移転を受ける場合

二 地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団を除く。)が対象土地を公用又は公共用(農業上の利用を目的とする用途に限る。)に供するため利用権の設定等を受ける場合

三 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の3第1項第3号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合

四 農地法施行令第1条の3第1項第4

号の2に規定する省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合  
五 その他農林水産省令で定める場合(定款等の記載事項の基準)

**第2条** 法第11条第1項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められていること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることとする。

(農用地利用規程の変更等)

**第3条** 農用地利用規程について法第11条第1項の認定を受けた団体は、当該認定に係る農用地利用規程について変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 法第11条第3項及び第4項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 市町村は、次に掲げる場合には、法第11条第1項の認定を取り消すことができる。

一 農用地利用規程について法第11条第1項の認定を受けた団体(次号及び第3号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなった場合

二 団体が法第11条第1項の認定に係る農用地利用規程(第1項の変更の認定があった場合には、その変更後の農用地利用規程。次号において同じ。)で定めるところに従い農用地利用改善事業を行っていないと認められる場合

三 法第5条第1項の規定による実施方針の変更により農用地利用規程が法第11条第3項第1号に掲げる要件に該当

しなくなった場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について第1項の変更の認定を受けなかったとき(同項の農林水産省令で定める軽微な変更)に該当する場合を除く。)

4 前3項に定めるもののほか、農用地利用規程の認定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(土地改良法施行令の特例)

**第4条** 法第13条第2項の規定により農事組合法人が土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項又は第100条第1項の規定により土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみなして、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)の規定を適用する。

### 附 則

この政令は、法の施行の日(昭和55年9月1日)から施行する。

別表(第1条関係)

| 上 欄   | 下 欄                           |
|---|-------------------------------|
| 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)                             | 法第6条第3項第2号イ及びハに掲げる要件          |
| 木竹の生育に供され併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地                                | 法第6条第3項第2号ハに掲げる要件             |
| 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。) | その土地を効率的に利用することができることと認められること |

## 農地法は どう改正されたか

全国農業会議所

### 農地法の一部改正のあらまし

農地法については、今回新しく農用地利用増進法が制定され、これによって耕作を

## 相続と税金

国税庁

相続税は、人が死亡して、その人の財産を相続や遺贈（遺言によって財産をゆずること。）によってもらったときにかかる税金です。遺産を相続する場合、相続人はだれかとか、遺産の分割はどうするかなど、いろいろな問題が出てきますので、相続税は複雑な税金だといわれています。

そこで、相続税はどのくらいの財産からかかるのか、どんな計算方法になっているのかなど、そのあらましを説明しましょう。

〈基礎控除〉 相続税は、相続や遺贈によってもらった正味の遺産額が、基礎控除額を超えている場合に、その超えた額に課税されます。つまり、正味の遺産額が、基礎控除額の範囲内であれば、相続税はかかりません。

基礎控除額は、2,000万円と400万円に法定相続人の数を掛けた金額との合計額です。例えば、法定相続人が妻と子4人の合計5人であるときは、基礎控除額は、2,000万円＋(400万円×5)＝4,000万円となりますので、正味の遺産額が4,000万円までであれば、相続税はかかりません。

正味の遺産額は次のようにして計算します。まず、各相続人や受遺者（遺言によって財産をもらう人）や相続や遺贈によってもらった財産の価額から、それぞれ各人が負担した債務や葬式費用の額を差し引き、各人の正味の財産価額を計算します。これを合計したものが、正味の遺産額です。

なお、各人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産があるときは、その財産の価額がその人の正味の財産価額

の責任は重大なものとなっています。

## 農地の転貸禁止等に特例

第3点は、農地の転貸禁止等（第3条第2項第6号及び第7号）に特例をつかったことです。借入れ農地を他に貸すことは一般的に禁じられているわけですが、これを世帯員に貸すことを例外として認めようということです。同時に、国が売り渡した農地等についても10年間は他に貸せないわけですが、世帯員に貸すことを例外として認めることにしました。これは、農業者年金の関係もあり、後継者への経営移譲をスムーズに進めるためのものです。

## 許可権限等の農委への委譲

第4点は、農地法上の許可権限等の農業委員会への委譲です。①そのひとつは、第3条の許可についてですが、こんどは在村者の権利取得については農業生産法人も含めて原則として（例外は、区分地上権の取得と例外許可法人の場合）農業委員会の許可とすることになりました。在村でないものは、権利取得者が農地保有合理化法人や経営受託農協の場合を除き、知事許可であります。②2つ目は、市街化区域内の農地の転用届出について現在はこれを知事に届出していますが、これを農業委員会に届出すればよいとしたことです。

いずれも行政事務の簡素化ということになされたものですが、農業委員会の責任がいよいよ重くなったわけでありまして、その適正な執行について遺憾なきを期する必要があります。



において通常収穫される物であること、水田裏作のうない返しなど、耕作者がその支払いに特別の困難を伴わず、また、耕作者の経営を特に制約するものでないこと、②金銭の額に換算した場合、その額が賃貸借期間を通じ、小作料の減額勧告の対象とならないと見込まれることなどになりそうです。

また、食糧制度上の米穀の流通規制との関連については、法施行後、この農業委員会の承認を受けて小作料として譲渡される米穀に対しては、賃借人から賃借人への譲渡の途を開くほか、実態上自家飯米程度にとどまると考えられるものの、論議の上からは、その後の流通の途を閉ざすことは、かえってヤミ流通にまわるおそれもあるので賃借人から指定集荷業者に委託して卸売業者等に販売できるような途は開き、食糧制度のワクの中で適正に措置されることになりそうです。

## 農業生産法人の要件緩和

第2点は、農業生産法人の要件の緩和、（第2条第7項）であります。これは、従来農業生産法人に農地等の権利を提供し、かつ、その法人の農作業に主として従事している常時従事者がその法人の業務執行役員の過半数を占めなければならない、とされていたのを、農地等の権利は提供しなくても「その法人の農作業に主として従事する常時従事者がその法人の業務執行役員の過半数を占めていればよい」とされたことです。このことは、農地を所有していない農家の農業後継者あるいは非農家出身の農業後継者などが農業生産法人制度を活用して、規模の大きな農業経営を営みうるようすることをねらいとするものです。この制度改正に関連して、これを悪用して農外資本などが入りこまないよう十分にチェックする必要があり、農業生産法人の監視体制をしっかりとつくるなど、農業委員会

目的とする農用地の権利移転（貸借・売買等）についての規制の適用除外が行われるなど、重要な改正が行われたわけですが、農地法の本体についても、農地の権利移動の円滑化を図り、農業後継者の育成に資する観点から重要な改正が行われました。

## 条件付きで物納認める

その第1点は、小作料の定額金納制の問題であります。政府が国会に提出した法案では、最近における農地賃貸借の実態、貸し手の自家飯米は自分の所有する農地で確保したいとする要望などから、小作料については、当事者間の話し合いで定額金納によるほか、現物等で定め、授受してもよいようにするため、小作料の定額金納制を定めている農地法の第21条（小作料の定額金納）及び第22条（小作料の支払又は受領の制限）を削除することとしていました。

これについては、小作料の定額金納制が耕作者保護に果たしている役割にかんがみ国会で修正が行われ、定額金納制の原則は存置しつつも、耕作者の経営の安定に支障を生じない範囲内において、農業委員会の承認を受けた場合は、この例外を認めることとされ、条件付きで物納等が認められることとなりました。具体的には、農地法第21条及び第22条の規定は存置することとし、第21条第1項に「ただし、耕作者の経営の安定に支障を生じない範囲内において、省令で定めるところにより、農業委員会の承認をうけた場合は、この限りでない。」とのただし書きを加え、第22条第1項にも「ただし、前条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。」とのただし書きが加えられることになりました。

この承認の運用方針についてはこれから検討されるわけですが国会での議論からすれば、①小作料として金銭に代えて支払われるものが、作目、品種、等級等小作地に

に加算されます。

相続した財産は、原則として、そのすべてに対して相続税がかかりますが、次に掲げるものは相続税の課税対象から除かれることになっています。

- ① 墓所、仏壇、祭具など
- ② 相続税の申告期限までに、国や地方公共団体又は特定の公益法人に寄付した財産
- ③ 心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- ④ 相続人が受取った死亡保険金のうち、原則として250万円までの金額
- ⑤ 相続人が受取った死亡退職金のうち、原則として200万円までの金額  
なお遺族が受取った香典は、税金の対象になりません。

だれが相続人になるかについては、民法で定められており、普通の場合は、死亡した人の配偶者と子です。子がいないときは、配偶者と直系尊属（父母など）子も直系尊属もいないときは、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。

なお、これらの場合、子が既に死亡していて孫がいるときは、孫は死亡した子と同じ立場で相続人となり、兄弟姉妹が既に死亡していて甥姪がいるときの甥姪も同様に相続人となります。

〈相続税の計算〉 まず、正味の遺産額から基礎控除額を差し引いて、課税遺産額を計算します。

つぎに、課税遺産額を各法定相続人の法定相続分によって分け、それぞれの額に税率を掛けて税額を算出します。この税額を合計したものが相続税の総額となります。

相続税の総額を、各相続人や受遺者が実際に取得した正味の財産価額の割合に応じてあん分した額が、各相続人の相続税額です。

相続税の税率は、10%から75%まで、課

税遺産額に応じて高くなる超過累進税率となっています。

法定相続分は、民法で次のとおり定められています。

- ① 相続人が配偶者と子の場合＝配偶者は3分の1、子は3分の2
- ② 相続人が配偶者と直系尊属の場合＝配偶者は2分の1、直系尊属は2分の1
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合＝配偶者は3分の2、兄弟姉妹は3分の1  
なお、子、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ数人いるときは、前記の割合を均等に分けます。

〈注〉 本年の民法改正で、昭和56年1月以後の相続については、配偶者の法定相続分が次のとおり引き上げられます。

- ① 相続人が配偶者と子の場合＝配偶者は2分の1、子は2分の1
- ② 相続人が配偶者と直系尊属の場合＝配偶者は3分の2、直系尊属は3分の1
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合＝配偶者は4分の3、兄弟姉妹は4分の1

この改正に伴い相続税の「配偶者の税額控除」についても、正味の遺産額の3分の1までの控除が、2分の1に引き上げられました。

従って、配偶者が相続や遺贈により取得した財産が、正味の遺産額の2分の1か、4,000万円のいずれか多い額までであれば、配偶者に相続税はかからないこととなります。

〈税額控除〉 相続人が死亡した人から生前に贈与を受けているときや、死亡した人の配偶者であるとき、あるいは、未成年者、心身障害者の場合にはその人の相続税額から次のような税額控除が行われます。

### 1 贈与税額の控除

相続開始前3年以内に被相続人から贈与

を受けた財産があって、正味の財産価額に加算して相続税額を計算しているときは、その贈与を受けた財産の価額に対応する贈与税額が控除されます。

### 2 配偶者の税額控除

配偶者が取得した正味の財産価額のうち、相続人や受遺者のすべてが取得した正味の遺産額の3分の1までの額に対する相続税額が控除されます。なお、3分の1の金額よりも4,000万円の方が多きときは、4,000万円までに対する相続税額が控除されます。

つまり、配偶者が相続や遺贈により取得した財産が正味の遺産額の3分の1か、4,000万円のいずれか多い額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

### 3 未成年者控除

相続人が未成年者の場合は、20才からその年令を差引いた年数に、3万円を掛けた金額が控除されます。

### 4 障害者控除

相続人が心身障害者の場合は、70才からその年令を差引いた年数に、3万円（特別障害者の場合は6万円）を掛けた金額が控除されます。

〈相続税はこのくらいかかる〉

これまで相続税の計算の仕方を説明してきましたが、実際に相続税はどのくらいかかるのか例をあげてみましょう。

〈例1〉

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 正味の遺産額 | 5,000万円             |
| 相続人    | 妻と子3人               |
| 遺産の分割  | 法定相続分による            |
| 相続税額   | 妻 0<br>子 各37万7,700円 |

〈例2〉

|        |       |
|--------|-------|
| 正味の遺産額 | 1億円   |
| 相続人    | 妻と子3人 |

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 遺産の分割 | 法定相続分による             |
| 相続税額  | 妻 0<br>子 各291万4,700円 |

〈例3〉

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 正味の遺産額 | 1億円                           |
| 相続人    | 妻と子3人                         |
| 遺産の分割  | 妻 2分の1<br>子 6分の1ずつ            |
| 相続税額   | 妻 131万1,600円<br>子 各218万6,000円 |

〈相続税の申告と納税〉

相続税の申告は、被相続人が死亡した日の翌日から6カ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署にすることになっています。

納税も、申告期限と同じ日までに行なわなければならないことになっていますが、相続税額が5万円を超えているときは、5年以内（特別な場合は最高15年以内）の年賦で納める延納の方法があります。

延納によって相続税を納める場合には、その税額について延納の期間中、利子税（年率6.6～5.4%）がかかります。

なお、金銭で納めることができないときは、相続した財産で納める物納の方法もあります。また、農地を相続し、相続人が農業を営む場合は、一定の要件のもとに納税が猶予されます。

## 「報酬額の運用要領」の正誤

55年9月1日改正の『報酬額の運用要領』をお送りしましたが、次のとおり誤りがありましたので御訂正をお願いします。

| 訂正箇所  | 誤                 | 正                          |
|---|-------------------|----------------------------|
| ……運用要領<br>活用上の留意事項<br>1枚目裏面3.(1)、例<br>Aの時間×単価 | 1時間15分<br>×3月33   | 1時間15分<br>×33月30<br>(75分)  |
| 同上<br>2枚目裏面のイ枠<br>内1行目                        | 提出代行手続            | 提出手続代行                     |
| 1ページ合計金額<br>欄の末尾                              | 8,000<br>※ 21,000 | 8,000<br>1,000<br>※ 21,030 |

## 法令用語の常識

林 修 三著  
(日本評論社)

### 「当分の間」

「当分の間」ということばは、法令上よく使われることばである。「……は、当分の間、なおその効力を有する。」などという例が、法文上よく出てくる。このことばの意味は、文字どおり当分の間ということばであって、そう遠くない将来にそれが改廃される意味を含んだ臨時的・暫定的な措置であるという趣旨・意図をあらわす場合にふつう使われるものではあるが、さて数字的に、何年位までの期間なら、この「当分の間」ということばでカバーできるかということになると、はっきりした限定的なことは、ちょっといえない。何年以上経ったら、「当分の間」という制約のかぶっている規定は、当然に、その効力を失うという性質のものではないのである。結局のところ、将来、それについて別に新しい立法措置がなされるまではその「当分の間」ということばのかぶっている規定の効力は、原則として、存続するものと解さざるを得ないであろう。

たとえば、刑法施行法第25条には、「左ニ記載シタル旧刑法ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス」とあって、旧刑法の公選の投票を偽造する罪と伝染病予防規則に関する罪との規定は当分の間効力を有するものとされているが、その後、この規定の改廃は行われていないので、旧刑法の廃止（明治41年10月後）数50年を経過した現在も、この「当分の間」が続いているわけである。この点については、裁判上争われたこともあるが昭和24年の最高裁の

判決は、4～50年間経過しても、この「当分の間」という規定の効力は、当然には失われまいとしている。したがって、この判決の趣旨からいえば、「当分の間」という規定は、ただそういう臨時的、暫定的なものであるという立法者の趣旨・意図をあらわしているだけのものであって、法律的には、こういう限定のない場合と、ほとんどちがいはないということになるであろう。例の「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」には、国会でいろいろ議論された結果、附則に、「この法律は……当分の間、その効力を有する。」という規定が挿入されたが、右に述べたところからいえば、これなども、法律的には気休めの効果しかないわけである。別に立法によって廃止措置がなされない限り、いつまでも効力は続いて行くわけである。

ただ、右に掲げた刑法施行法や義務教育諸学校云々の法律の例ではそうではないが、「当分の間」という字句の挿入されている規定については、その規定の適用対象事項それ自体が、その規定が施行されてから暫くの間しか存在しないという場合が多い。こういう場合は、規定の適用対象が、何年か経つうちに自然消滅したことにより、当分の間という字句をもった規定自体の実効性も、自然に消滅することになる。



— 監察強調月間 9月～10月 —

## 会員一人一人が 監察意識で 職域を守ろう

「監察強調月間」実施に当って

監察部長 豊田春男

去る8月6日札幌市自治会館において、全道監察担当者会議（出席者、支部監察担当者、本会監察担当役員、総務、企画、業研の各部長）を開催し、今年度の実施計画と業務推進対策について協議したが、各支部とも積極的な実施計画が策定され、発言論議の中でも強力かつ真摯な取り組み姿勢を示していることは、年次実効の挙績とともに、今後に期待する大きな心構えがうかがわれた。

本年も9月1日から10月31日までの2カ月間を監察活動強調月間として全国一せい実施月間と併行し、この運動を展開することになりました。

これが実施に当っては、それぞれ支部毎にお届けしている ①行政書士でないものが行う諸届行為等の防止について(お願い) ②行政書士業務PR用ポスター ③行政書士法違反防止のしおり ④広報掲載用、広報資料等の監察活動資料を十分活用され、その活動の展開に当っては、その地域の実態と各支部の実情にあわせ、監察担当者並びに支部長を軸として会員一人一人が監察員になり、支部の計画業務に積極的に参加

し、行動していただきたいと思えます。監察活動は「守りより」「攻め」が大切であり、本月間中のキャンペーン活動により

1. PR活動を積極的に行って、行政書士業務の認識と理解を官公署、諸団体住民の皆さんに徹底する。
2. PR活動を通じて非行政書士の発見に努め適切な措置をとる。

たとえ地味でも、これらの繰り返しが大切であろう。

特に9月1日からは改正法が施行され、相談業務と提出手続代行業務が付加されたので、われわれは行政書士法の正常な運営を貫くため、勇断をもってあらゆる形態の違法者の撲滅に主力を傾注しなければならないと思う。そのためには、先づ会員である行政書士自らが行政書士法を遵守し、正しい理解に徹し、自己の義務と権利を自覚して業務の処理に当ることが肝要であると思う。

非行政書士排除の運動は、われわれの法を守り権益擁護のたたかいの一環であり、今年度の重点を

1. 農地法、建設業法等の業務確立
  2. 他業士との業務範囲の不可侵確立
- としたが、就中、食品衛生、風俗営業等取締法関係業務及び雇用書士等の問題もあり、指向拡大も要請される傾向にあります。

行政書士の品位と誇りを高め、社会的地盤を築くため、業務能力の開発と業務の拡張に意欲を燃やすことも必要である。「やられるから、やれない」のではない、「やらないから、やられる」という私の持論で恐縮だが、大いに企業努力を望むとともに、更にこの月間中、全会員の関心と参加を呼びかけ、その運動の軸となる支部役員の御労苦に対し深い謝意を表すると共に、その成果に大いなる期待を寄せる次第です。

# 昭和54年中年計報告分析

## 1. 提出状況

| 支 部 名 | 提出該当者数 | 提出者数 | 提 出 率 |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|--------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
|       |        |      | 10%   | 20% | 30% | 40% | 50% | 60% | 70% | 80% | 90% | 100% |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 札幌    | 409    | 290  | 70.9  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 函館    | 93     | 72   | 77.4  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小樽    | 58     | 46   | 79.3  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 空知    | 69     | 65   | 94.2  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 旭川    | 109    | 84   | 77.1  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 留萌    | 18     | 14   | 77.8  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 宗谷    | 10     | 6    | 60.0  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 網走    | 110    | 84   | 76.4  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 室蘭    | 48     | 37   | 77.1  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 苫小牧   | 39     | 33   | 84.6  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日高    | 14     | 11   | 78.6  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 十勝    | 101    | 84   | 83.2  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 釧路    | 60     | 41   | 68.3  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 根室    | 15     | 11   | 73.3  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計     | 1,153  | 878  | 76.1  |     |     |     |     |     |     |     |     |      |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 2. 報告者の業務の有無別割合

| 支 部 名 | 業務のなかった人 |    |     |     | 業務のあった人 |     |     |     | 計   |     |     |
|-------|----------|----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | 単        | 複  | 計   | 割合  | 単       | 複   | 計   | 割合  | 単   | 複   | 計   |
| 札幌    | 31       | 27 | 58  | 20% | 89      | 143 | 232 | 80% | 120 | 170 | 290 |
| 函館    | 5        | 1  | 6   | 8   | 22      | 44  | 66  | 92  | 27  | 45  | 72  |
| 小樽    | 2        | 4  | 6   | 13  | 12      | 28  | 40  | 87  | 14  | 32  | 46  |
| 空知    | 2        | 5  | 7   | 11  | 16      | 42  | 58  | 89  | 18  | 47  | 65  |
| 旭川    | 6        | 6  | 12  | 14  | 18      | 54  | 72  | 86  | 24  | 60  | 84  |
| 留萌    | 2        | 0  | 2   | 14  | 6       | 6   | 12  | 86  | 8   | 6   | 14  |
| 宗谷    | 0        | 0  | 0   | 0   | 2       | 4   | 6   | 100 | 2   | 4   | 6   |
| 網走    | 0        | 3  | 3   | 4   | 29      | 52  | 81  | 96  | 29  | 55  | 84  |
| 室蘭    | 3        | 2  | 5   | 14  | 9       | 23  | 32  | 86  | 12  | 25  | 37  |
| 苫小牧   | 1        | 4  | 5   | 15  | 9       | 19  | 28  | 85  | 10  | 23  | 33  |
| 日高    | 0        | 0  | 0   | 0   | 2       | 9   | 11  | 100 | 2   | 9   | 11  |
| 十勝    | 6        | 2  | 8   | 10  | 24      | 52  | 76  | 90  | 30  | 54  | 84  |
| 釧路    | 2        | 2  | 4   | 10  | 14      | 23  | 37  | 90  | 16  | 25  | 41  |
| 根室    | 3        | 3  | 6   | 55  | 2       | 3   | 5   | 45  | 5   | 6   | 11  |
| 計     | 63       | 59 | 122 | 14  | 254     | 502 | 756 | 86  | 317 | 561 | 878 |

注「単」は行政書士のみの単独資格者を、「複」は行政書士と他の類似業の複合資格保有者を示す。

## 3. 行政書士単独資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

| 支 部 名 | 運 輸<br>交 通 | 建 設<br>土 木 | 風 俗<br>衛 生 | 労 務   | 民 事   | 経 理   | 農 地   | そ の 他 | 計      |
|-------|------------|------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 札幌    | 30,529     | 2,160      | 241        | 2,994 | 2,012 | 1,925 | 394   | 429   | 40,685 |
| 函館    | 5,829      | 2,485      | 3          | 59    | 759   | 13    | 713   | 2,723 | 12,582 |
| 小樽    | 151        | 476        | 0          | 484   | 55    | 146   | 106   | 8     | 1,426  |
| 空知    | 32         | 354        | 6          | 389   | 57    | 53    | 609   | 773   | 2,273  |
| 旭川    | 625        | 583        | 2          | 396   | 300   | 161   | 138   | 472   | 2,677  |
| 留萌    | 21         | 19         | 0          | 6     | 21    | 242   | 90    | 19    | 417    |
| 宗谷    | 8          | 10         | 0          | 0     | 2     | 2     | 0     | 1     | 23     |
| 網走    | 5,068      | 489        | 4          | 228   | 195   | 912   | 245   | 180   | 7,321  |
| 室蘭    | 6,087      | 622        | 8          | 174   | 366   | 302   | 19    | 273   | 7,852  |
| 苫小牧   | 58         | 4          | 65         | 1     | 34    | 2     | 0     | 67    | 230    |
| 日高    | 2          | 9          | 0          | 0     | 4     | 162   | 1     | 2     | 180    |
| 十勝    | 9,122      | 701        | 0          | 817   | 33    | 255   | 183   | 112   | 11,222 |
| 釧路    | 6,435      | 647        | 20         | 259   | 288   | 271   | 11    | 420   | 8,351  |
| 根室    | 73         | 153        | 0          | 10    | 11    | 45    | 13    | 32    | 336    |
| 計     | 64,037     | 8,713      | 347        | 5,616 | 4,135 | 4,490 | 2,523 | 5,512 | 95,574 |

## 4. 行政書士と類似業の複合資格者の業務別報酬額

(単位 万円)

| 支 部 名 | 運 輸<br>交 通 | 建 設<br>土 木 | 風 俗<br>衛 生 | 労 務    | 民 事   | 経 理    | 農 地   | そ の 他 | 計      |
|-------|------------|------------|------------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 札幌    | 3,045      | 3,505      | 72         | 2,068  | 1,288 | 1,341  | 772   | 1,285 | 13,376 |
| 函館    | 9          | 857        | 156        | 85     | 190   | 60     | 467   | 490   | 2,313  |
| 小樽    | 107        | 1,029      | 6          | 1,742  | 348   | 3,670  | 319   | 131   | 7,351  |
| 空知    | 194        | 648        | 12         | 22     | 129   | 161    | 2,611 | 227   | 4,005  |
| 旭川    | 332        | 1,118      | 4          | 987    | 301   | 844    | 1,110 | 298   | 4,994  |
| 留萌    | 0          | 641        | 0          | 70     | 216   | 170    | 23    | 61    | 1,181  |
| 宗谷    | 5          | 339        | 0          | 3      | 130   | 0      | 5     | 0     | 481    |
| 網走    | 214        | 1,646      | 48         | 153    | 1,789 | 2,674  | 1,659 | 581   | 8,764  |
| 室蘭    | 39         | 394        | 15         | 187    | 141   | 19     | 264   | 23    | 1,082  |
| 苫小牧   | 69         | 1,017      | 15         | 2,862  | 465   | 906    | 7     | 92    | 5,433  |
| 日高    | 118        | 147        | 0          | 8      | 49    | 20     | 281   | 36    | 660    |
| 十勝    | 113        | 2,809      | 5          | 3,964  | 475   | 170    | 1,042 | 405   | 8,984  |
| 釧路    | 247        | 327        | 37         | 335    | 1,300 | 232    | 87    | 600   | 3,164  |
| 根室    | 10         | 77         | 0          | 3      | 38    | 64     | 16    | 11    | 219    |
| 計     | 4,499      | 14,553     | 371        | 12,489 | 6,859 | 10,332 | 8,663 | 4,240 | 62,006 |

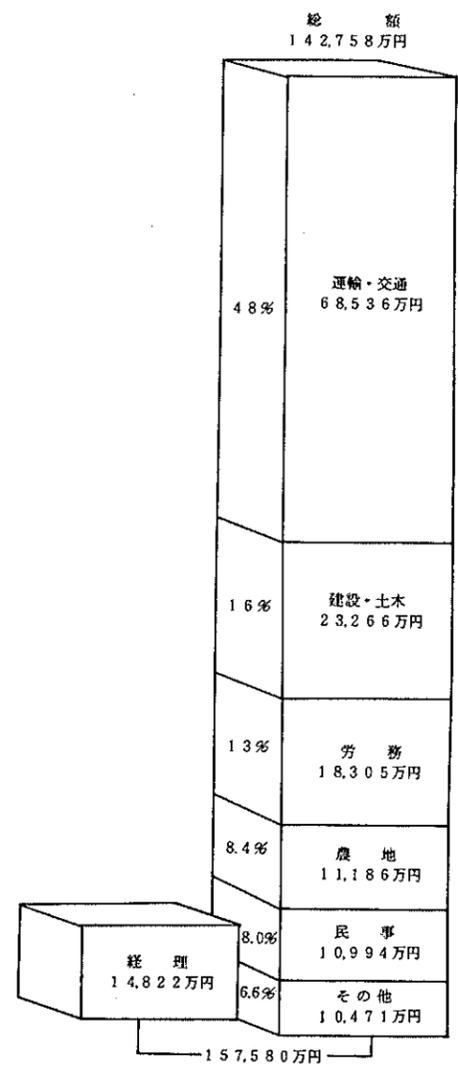
## 5. 3と4の計 (単位万円)

| 支 部 名 | 運 輸<br>交 通 | 建 設<br>土 木 | 風 俗<br>衛 生 | 労 務    | 民 事    | 経 理    | 農 地    | そ の 他 | 計       |
|-------|------------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 札幌    | 33,574     | 5,665      | 313        | 5,063  | 3,300  | 3,266  | 1,166  | 1,714 | 54,060  |
| 函館    | 5,834      | 3,342      | 159        | 144    | 949    | 73     | 1,181  | 3,213 | 14,894  |
| 小樽    | 257        | 1,505      | 6          | 2,226  | 402    | 3,816  | 425    | 139   | 8,777   |
| 空知    | 227        | 1,002      | 18         | 411    | 186    | 214    | 3,220  | 1,000 | 6,278   |
| 旭川    | 957        | 1,701      | 6          | 1,382  | 601    | 1,005  | 1,248  | 770   | 7,672   |
| 留萌    | 21         | 660        | 0          | 76     | 237    | 412    | 113    | 79    | 1,598   |
| 宗谷    | 13         | 349        | 0          | 3      | 132    | 2      | 5      | 1     | 504     |
| 網走    | 5,282      | 2,134      | 52         | 381    | 1,983  | 8,586  | 1,905  | 762   | 16,085  |
| 室蘭    | 6,126      | 1,016      | 23         | 361    | 507    | 321    | 283    | 296   | 8,933   |
| 苫小牧   | 127        | 1,021      | 80         | 2,863  | 498    | 908    | 7      | 159   | 5,663   |
| 日高    | 120        | 157        | 0          | 8      | 53     | 181    | 283    | 38    | 839     |
| 十勝    | 9,235      | 3,509      | 5          | 4,781  | 508    | 425    | 1,225  | 517   | 20,206  |
| 釧路    | 6,682      | 974        | 57         | 593    | 1,588  | 503    | 97     | 1,021 | 11,515  |
| 根室    | 83         | 230        | 0          | 13     | 49     | 110    | 28     | 43    | 556     |
| 計     | 68,536     | 23,266     | 719        | 18,305 | 10,995 | 14,822 | 11,186 | 9,752 | 157,580 |

## 6. 一人当たり報酬額 (単位万円)

| 支 部 名 | 報告提出者一人当たり報酬額   |                     |     | 有額報告者一人当たり報酬額 |     |     |
|-------|-----------------|---------------------|-----|---------------|-----|-----|
|       | 行政書士単独<br>資格者 A | 行政書士と類似業<br>複合資格者 B | 計 C | A             | B   | C   |
| 札幌    | 339             | 79                  | 186 | 457           | 94  | 233 |
| 函館    | 466             | 51                  | 207 | 572           | 53  | 226 |
| 小樽    | 102             | 230                 | 191 | 119           | 263 | 219 |
| 空知    | 126             | 85                  | 97  | 142           | 95  | 108 |
| 旭川    | 112             | 83                  | 91  | 149           | 93  | 107 |
| 留萌    | 52              | 197                 | 114 | 70            | 197 | 133 |
| 宗谷    | 12              | 120                 | 84  | 12            | 120 | 84  |
| 網走    | 252             | 159                 | 191 | 252           | 169 | 199 |
| 室蘭    | 854             | 43                  | 266 | 872           | 47  | 307 |
| 苫小牧   | 23              | 236                 | 172 | 26            | 286 | 202 |
| 日高    | 90              | 73                  | 85  | 90            | 73  | 85  |
| 十勝    | 374             | 166                 | 241 | 468           | 173 | 266 |
| 釧路    | 522             | 127                 | 281 | 597           | 138 | 311 |
| 根室    | 67              | 37                  | 50  | 168           | 73  | 111 |
| 計     | 301             | 111                 | 179 | 376           | 124 | 208 |

## 昭和54年中業務別報酬額



## 腰痛症

腰痛症といわれるものには椎間板ヘルニア、背椎分離症、背椎カリエス、変形背椎症、背椎すべり症など、いろいろあります。

その原因は、病名によりさまざまですが不自然な姿勢での同じ運動のくりかえし、突然重いものを持ちあげた場合、或いは運動不足による筋肉、関節などの機能の低下によることが多いようです。

この対策は、腰痛症にかかわらず、すべての病気の治療にも言えることですが、食養生が大切です。私達の生命は食によって支えられています。

その食生活がだんだん自然を離れ、手に入るにまかせ、あるいは嗜好のおもむくままの酸性食品備重の食生活が血液を汚しています。汚れた血による栄養や酸素の運搬が円滑さを欠き、新陳代謝を阻害することにより病気はさらに重症の方向に進行するとともに、新たな病気をも誘発することになります。

規則正しい便通も大切です。痛みを訴える人には、意外と便秘の人が多いのです。

便秘は体内に有害な排泄物を滞溜させるので血を汚します。毎日1回きまった時間に正しく排便するように習慣づけることです。血の汚れをきれいにするには、正しい食養生に加えて、時には、駆病血（浄血）作用のある漢方薬の服用も必要かと思われま

す。腰痛は、病状により、無理のない体操を続けることです。痛みのある間は、体を動かすことが仲々大変ですが、体を動かさないとかえってよくない場合があります。また体操に加えて温灸、入浴などで筋肉、血管に快よい刺激を与え、精神的にも安らぎを与えることにより私達が本来もっている

自然治癒力をよびおこすことも大切だといわれております。

腰痛は、老若男女を問わず一寸した不注意によりおきるものです。くれぐれもご注意が肝要です。

## 支部活動状況

**函館支部研修会** 7月18日 函館市共愛会館・建設業の決算報告・講師 渡島支庁建設指導課土木係 山本正広氏(受講者36名)

8月30日 函館市共愛会館・農地法手続き・講師 渡島支庁農務課農務係長 梅津昭吉氏他係員2名、函館市農業委員会事務局 瀬戸是清氏他係員3名、上磯町農業委員会事務局長 鹿島哲弘氏(受講者37名)

**釧路支部研修会** 7月25日 釧路市婦人会館・行政書士業務拡大・講師 釧路支部長 大沢清氏(受講者24名)

**釧路支部行政書士1日サービスデー**  
8月5日 白糠郡音別町生活改善センターにて大沢支部長他役員8名で実施した。人口4,500人、世帯数1,800戸、この町は行政書士不在町であったが、本年3月に新入会員が事務所を開設したことを契機に1日サービスデー実施にあたり、支部長、役員が町役場他商工会等各機関を訪問し、行政書士の理解と認識を高めるため実施したものでこれからの成果を期待している。

**小樽支部研修会** 8月8日 小樽市市民会館・車庫証明・講師 小樽警察署企画係長 岩月定夫氏、自動車登録・講師 本会業研部運輸交通部会委員理事 渡辺明氏、風俗営業・講師 小樽警察署保安係長 高山与四郎氏(受講者22名)

8月23日 倶知安町小倉屋支店・建設業

**許可申請・講師** 後志支庁建設指導課調整係長 池田孝司氏、**決算報告書・講師** 本会業研部経理部会委員 長谷川寿延氏(受講者22名)

**十勝支部研修会** 8月23日 帯広市勤労者福祉センター・車庫証明、自動車登録申請 講師 十勝支部理事 上出仁郎氏(受講者17名)

8月29日 帯広市勤労福祉センター・内容証明、告訴告発、諸契約書作成・講師 十勝支部理事 山崎慎一氏(受講者19名)

**旭川支部研修会** 8月23日 旭川市労働会館・車庫証明・講師 旭川警察署交通課規制係主任 柿崎庄司氏、商業的工業簿記・講師 旭川支部会員 西川雅晴氏(受講者26名)

## おしらせ

—会費納入には郵便振替料金は加入者負担に(10月1日から)—

本年度会費第3期分(10月1日以降)から郵便振替で納入される場合の振替料金は加入者負担となり、その用紙を今回同封したので御利用ください。なお、この加入者負担の措置は会費又は会費と日時に幹旋物資代金を合算して支払いする場合のみの利用とし、幹旋物資代金のみの支払い等には使用しないでください。(経理部)

—昭和56年度版行政書士手帳をあっせんいたします。(日行連発行のもの)—

- 1 申込期限 昭和55年9月30日必着
- 2 申込方法 はがきに冊数、所属支部名、事務所所在地、氏名を記入
- 3 単 価 ￥600円他に送料200円、(代金は現物到着後 すみやかに事務局へ納付して下さい。)

4 納付予定 昭和55年10月下旬以降直送

5 形 状 ④ 長さ14cm・幅9cm (192頁)

⑤ 紙質 紙は書き易く裏写りのない手すき手帳用紙

- 6 手帳内容(手帳内容の一部抜粋)
- ④ 倫理綱領 ⑤ 行政書士法
  - ⑥ 行政書士法施行規則
  - ⑦ 日本行政書士会連合会会則
  - ⑧ 会則施行規則 ⑨ 諸規則
  - ⑩ 役職員名簿
  - ⑪ さしかえ自由な別冊式アドレス (100名分に限る)

## —幹旋物資作成のお知らせ—

農地3条申請用紙の「5.当事者(その世帯員を含む。)の労働力並びに大農具及び家畜の所有状況」のうち、「(1)労働力」の別紙を作成しましたので、御希望の方はお申し込みください。価格 100枚1冊 400円です。

## —事務局日誌—

- 8月5日 雇用行政書士対策協議会 13:00~15:40 片岡ビル
- 8月6日 全道監察業務担当者会議 13:00~16:30 自治会館
- 8月7日 登録資格審査委員会 15:00~17:00 片岡ビル
- 8月9日 第2回常任理事会 13:00~17:00 片岡ビル
- 8月10日 第2回支部長会 10:00~14:00
- 第3回理事会 14:00~14:40
- 15:00~15:40
- 臨時総会 14:45~14:56 雪印健保会館
- 8月20日 登録資格審査委員会 15:00~17:00 片岡ビル

9月8日 行政書士法改正事項及び報酬額  
改正説明会  
13:00~17:00 片岡ビル

9月9日 登録資格審査委員会  
13:00~16:00 片岡ビル

— 社労士資格のない会員の皆さまへ —  
**労務関係業務の取り扱い**

去る8月30日及び9月1日付はがきにより社会保険事務所に提出書類に限り、行政書士の記名押印に併せて、入会年月日を表示するよう通知しましたが、このほど、労働関係についても同様の表示をするよう決定したのでお知らせします。

**例規**

北行第185号  
昭和55年9月20日

**各会員**（社会保険労務士を除く）殿

北海道行政書士会会長 榎波 弥一郎

**行政書士が労務関係の書類を作成したときの表示について**

行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）により、行政書士の業務と社会保険労務士の業務とが完全に分離され、改正法施行日の昭和55年9月1日以降に入会した行政書士については、労務関係の書類を作成することができなくなりましたが、昭和55年8月31日までに入会している行政書士は従前のおりこれらの書類を作成することができることは御承知のとおりです。

この度、日本行政書士会連合会においては労働省及び厚生省関係機関と協議の結果、本年8月末日現在の会員名簿を労働省及び厚生省の関係出先機関に提出することとなったほか、行政書士が労務関係の書類

を作成したときの表示の方法について指示がありましたので、下記に留意の上取り扱いに誤りのないようにしてください。

**記**

1. 表示の方法

行政書士が社会保険労務士法別表第1に掲げる法令に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成したときは、行政書士法施行規則第9条第4項に規定する書類作成年月日及び記名押印に併せて次の要領により入会年月日を記入すること。

なお、ゴム印で表示しても、手書きでもよいことになっています。

**記載例**

入会年月日 昭和55年9月1日  
54. 8. 6 行政書士 北海太郎

職  
印

2. 表示箇所

書類の末尾又は欄外に表示することになっていますが、書類に余白等のないときは提出先の行政機関と協議し、その指定箇所に表示を行ってください。

'80. 9 第120号・昭和55年9月20日発行

発行人 榎波 弥一郎  
編集人 下国 富士夫  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西西4 小原ビル4F  
電話 (011) 221-1221  
221-1222